

からの個別の払戻し請求は認められない。

であった。

本決定はこのよう従来の対応を正当化するものといえ、個別の相続人各自の相続分相当額は前回の相続人各自がその相続分相当額の預貯金を相続していることに基づいて、金融機関に対しても個別に払戻しを求めることはできないと思われる。

もつとも、従来の判例の下でも、金融実務では原則として相続人全員の同意がなければ払戻し請求に応じないという対応をしていました。その理由は、例えば金融機関が法定相続分での払戻しを行った後にそれと異なる内容の遺言が発見され、先の払戻しが有効と認められなかつた場合は再度払い戻さなければならなくなるという「二重払いのリスク」を回避するためである。

ただし、金融機関が払戻し請求に応じなかつた場合に相続人からの損害賠償請求を認めた裁判例もあり、金融機関にとつてはこのような実務対応はリスクを伴うもの

割成立を待たず早急に必要となることになる。

葬儀費用や、相続人の当面の生活費などについての払戻しの必要性はなお存在する。個別の払戻しを融実務には今後も変更はないといえる。

個別案件への柔軟な対応が今後は難しくなる

②例外的な払戻し対応について

従来の金融実務においては、遺産分割前の個別の払戻しには原則として応じないが、葬儀費用のためなど緊急性が高いと思われる場合には、例外的に一部の相続人にによる払戻しに応じるという対応をとる金融機関もあつた。

しかし、本決定後はそのような柔軟な対応は困難になると思われる。なぜなら、金融機関の免責が認められる可能性がほとんど考えられず、結果的に二重払いのリスクが高くなると思われるためである。

被相続人が家計の主要な稼ぎ手であった場合などは特に、遺産分

ことになる。

なお、同部会は2017年中に要綱案の取りまとめを目指すとしている。

(3)他の可分債権などの取扱い

本決定は、預貯金のうちの普通預金、通常貯金、定期貯金についての判断を示したものであるため、これ以外の預貯金や他の可分債権（売掛債権、賃料債権など）の相続の取扱いについては別に考える必要がある。

定額貯金については、郵政民営化前の判例ではあるものの、可分債権ではないため相続開始と同時に当然に分割承継されないとされている。なぜなら、金融機関の免責が認められる可能性がほとんど考えられず、結果的に二重払いのリスクが高くなると思われるためである。

本決定は、預貯金のうちの普通預金、通常貯金、定期貯金についての判断を示したものであるため、これ以外の預貯金や他の可分債権（売掛債権、賃料債権など）の相続の取扱いについては別に考える必要がある。



小林章子 ●こばやし・あきこ
大和総研研究員 弁護士

〔税金読本〕「法人投資家のための証券投資の会計・税務」(いずれも共著、大和証券刊)。